

(目的)

第1条 この要綱は、多可町がInstagram（以下「Instagram」という。）により、まちの魅力を積極的に発信することで本町のイメージアップを図り、本町への愛着と誇りを醸成することを目的に情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 Instagramの運営主体は町とし、総括管理は企画秘書課が行うものとする。

2 アカウント名は、t a k a \_ t o w nとする。

3 情報発信は、多可町職員のソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン（平成23年4月12日作成）を遵守し、企画秘書課が行うものとする。

(情報発信内容)

第3条 ページに情報発信できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 町ホームページ、広報たか等から情報提供したもの
- (2) 町内イベント、行事等の告知
- (3) 多可町の魅力的な景色や物、催しの紹介
- (4) 他ユーザーによる本町に関係する投稿の転載
- (5) 前条第3項のガイドラインを遵守したもの
- (6) その他企画秘書課長が適当と認めるもの

(禁止事項)

第4条 本アカウントでは、利用者が以下の投稿を行った場合には、予告なく投稿を削除、その他の必要な措置をとることができるものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教の活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽又は事実と異なるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの。またそのおそれのあるもの
- (11) (1)から(10)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (12) 上記のほか、多可町が不適切と判断したもの

(損害の対応)

第5条 町は、Instagramの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が町又は町職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

(管轄裁判所)

第6条 Instagramの利用及びこの要綱に伴う紛争については、神戸地方裁判所が第一審の専属管轄権を有するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。